

●平成26年度 就学援助実施状況

				1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL
①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の道級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			
該当団体数			25	16	8	3	19	18	17	2	1	5	16		
京都府	京都市	教育委員会総務部調査課	075-222-3817	○	○		○		○	○			http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000181489.html		
京都府	福知山市	教育委員会学校教育課学務係	0773-24-7062	○		○	○	○	○	○			http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/kyoiku/		
京都府	舞鶴市	教育振興部学校教育課	0773-66-1072	○					○			○	http://www.city.maizuru.kyoto.jp/modules/kyoikup/index.php?content_id=308		
京都府	綾部市	教育部学校教育課	0773-42-3280	○			○						http://www.kyoto-be.ne.jp/ayabe-be/cms/?page_id=111		
京都府	宇治市	学校教育課	0774-20-8757		○		○	○							
京都府	宮津市	学校教育係	0772-45-1641	○	○	○	○	○	○				http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/service/detail.jsp?id=572		
京都府	亀岡市	教育部 学校教育課	0771-25-5053	○			○		○				http://www.city.kameoka.kyoto.jp/gakuji/curashi/kyoiku/kyoiku/shugakuenjo/sedo.html		
京都府	城陽市	城陽市教育委員会 学校教育課	0774-56-4004	○			○	○					www.city.joyo.kyoto.jp		
京都府	向日市	教育委員会学校教育課	075-931-1111	○	○		○	○	○				http://www.city.muko.kyoto.jp/kosodate/syugakuenijo.html		
京都府	長岡京市	学校教育課	075-955-9544				○	○	○			○			
京都府	八幡市	教育部 学校教育課	075-983-1111(内線456)	○			○	○	○			○	http://www.city.yawata.kyoto.jp/sp/0000001824.html		
京都府	京田辺市	教育部学校教育課	0774-64-1392				○	○	○						
京都府	京丹後市	教育委員会事務局 学校教育課	0772-69-0620	○	○		○	○					http://www.city.kyotango.lg.jp/kyoiku/gakkokyoiku/shugakuenjo/index.html		
京都府	南丹市	南丹市教育委員会学校教育課	0771-68-0056					○	○						
京都府	木津川市	教育部 学校教育課	0774-75-1230	○			○	○	○				http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/7.388.35.165.html		
京都府	大山崎町	学校教育課	075-953-6013	○			○		○			○	http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/		
京都府	久御山町	教育委員会学校教育課	075-631-9974		○		○								
京都府	井手町	教育委員会学校教育課	0774-82-4333					○							
京都府	宇治田原町	教育委員会教育課	0774-88-5850				○	○	○						
京都府	精華町	教育部 学校教育課	0774-95-1906	○	○	○		○	○				http://www.town.seika.kyoto.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=7099		
京都府	京丹波町	教育委員会	0771-84-0028						○		○				
京都府	伊根町	教育委員会	0772-32-0718					○				○			

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ 就学案内の書類に記載	エ 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ 各学校に対して制度を書面で周知	キ 教職員向け説明会を実施	ク 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ その他		
京都府	与謝野町	教育推進課	0772-43-2193	○			○	○	○					http://www.town-yosano.jp
京都府	相楽東部広域連合	教育委員会学校教育課	0774-78-4335	○	○		○	○						http://www.rengou.jp/
京都府	与謝野町宮津市組合	教育推進課	0772-43-2193	○			○	○	○					http://www.town-yosano.jp

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準（生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの）を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額				デ(その他)の場合の内容		平成25年度要保護・準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ								
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他								
		倍率	基準根拠	目安額	課税所得等の分類	基準額の時期																						
該当団体数		21	19	16	15	17	20	11	7	16	16	10	10	10	13	10	5	0	0	0	9							
京都府	京都市	○					○													○						本市では、生活保護基準だけでなく、消費者物価指数やその他の様々な状況を総合的に勘案して、独自の認定基準額を算定している。	25%未満	
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.5	課税所得	当該年度	346		25%未満	
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1.3	課税所得	前年度	336		15%未満	
京都府	綾部市	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○							1.5	給与収入(税引き前)	その他	301		20%未満	
京都府	宇治市																			○						生活保護基準をもとに、以下の方法で算出(生活扶助+教育扶助+障害一時扶助)×1.5+(住宅扶助+母子加算+障害加算)×1.0	20%未満	
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.5	課税所得	前年度	343		30%未満	
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○						1.5	課税所得	当該年度	301		20%未満	
京都府	城陽市	○	○			○	○			○	○									○						準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	25%未満	
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○							1.3	課税所得	前年度	319		15%未満	
京都府	長岡京市	○														○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	450		15%未満	
京都府	八幡市		○																	○						準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	30%未満	
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○							1.3	課税所得	前年度	395		20%未満	
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○							1.3	課税所得	前年度	258		15%未満	
京都府	南丹市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○						1.5	課税所得	前年度			15%未満	
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○							1.2	課税所得	前年度	292		15%未満	
京都府	大山崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.3	課税所得	前々年度	347		10%未満	
京都府	久御山町														○							1.3	課税所得	前年度	304		30%未満	
京都府	井手町										○	○	○							○						準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	15%未満	
京都府	宇治田原町	○					○										○					1.3	課税所得	前年度	283		15%未満	
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○							○						○						準要保護の認定基準には、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	10%未満	
京都府	京丹波町	○	○	○		○		○								○				○		1.3	課税所得	当該年度	296		国民年金の掛金の免除、国民健康保険の特例対象被保険者等になった者	15%未満
京都府	伊根町	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○						○						国民年金保険料の減免又は徴収の猶予	15%未満	

①都道府県		②市町村名		2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額				テ(その他)の場合の内容		平成25年度準要保護・準要保護就学援助率
				ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税	ウ 市町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が悪いと認められるもの	シ 経済的理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ 市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他	倍率	基準根拠		目安額				
																								課税所得等の分類	基準額の時期					
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													20%未満		
京都府	相楽東部広域連合	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○														15%未満		
京都府	与謝野町宮津市組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														25%未満		

①都道府県 ②市町村名		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				問A-2		問A-3		問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問A-4		問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他																	
		該当団体数	2	0	6	0	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
京都府	京都市																																						
京都府	福知山市																																						
京都府	舞鶴市																																						
京都府	綾部市	○					○		○	○																													
京都府	宇治市																																						
京都府	宮津市			○																																			
京都府	亀岡市																																						
京都府	城陽市																																						
京都府	向日市			○																																			
京都府	長岡京市			○																																			
京都府	八幡市																																						
京都府	京田辺市	○					○			○																													
京都府	京丹後市					○																																	
京都府	南丹市																																						
京都府	木津川市			○																																			
京都府	大山崎町			○																																			
京都府	久御山町					○																																	
京都府	井手町																																						
京都府	宇治田原町																																						
京都府	精華町																																						
京都府	京丹波町			○																																			
京都府	伊根町																																						

[illegible]

[illegible]

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他	
京都府	与謝野町																							
京都府	相楽東部広域連合																							
京都府	与謝野町宮津市組合																							